

インフラツーリズム有識者懇談会 規 約

(名称)

第1条 本懇談会は、「インフラツーリズム有識者懇談会」(以下「懇談会」という。)と称する。

(目的)

第2条 懇談会は、インフラツーリズムの拡大に必要な方策について検討することを目的とする。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、別紙のとおりとする。

2 委員の任期は、懇談会の検討が終了するまでの間とする。

(委員長)

第4条 懇談会に座長を置く。

2 座長は、事務局の推薦及び委員の確認により定める。

3 座長は、懇談会の議長となり、議事の進行にあたる。

(委員以外の者の出席)

第5条 座長が必要と認めるときは、委員以外の者に対し、懇談会に出席してその意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。

(議事の公開)

第6条 懇談会は原則として公開とする。ただし、特段の理由があるときは、非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局は、総合政策局公共事業企画調整課に置く。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

本規約は、平成30年11月9日から施行する。

インフラツーリズム有識者懇談会
委員名簿

- 阿部 貴弘 日本大学理工学部 教授
- 河野 まゆ子 株式会社 J T B 総合研究所 主席研究員
- 篠原 靖 跡見学園女子大学観光コミュニティ学部 准教授
- ◎ 清水 哲夫 首都大学東京大学院都市環境科学研究科 教授

(五十音順、敬称略)

◎ : 座長